

第5期 国分寺市公民館運営審議会 第9回定例会

日 時 令和6年7月26日（金）午後2時～午後4時

場 所 本多公民館 講座室

出席者

■委 員 田中委員長・鈴木副委員長・松田委員・稲津委員・坂本委員・辻委員・
有馬委員・笹井委員

■職 員 本多公民館課長兼本多公民館長・渡辺本多公民館事業係長・櫻井恋ヶ窪
公民館長・保谷光公民館長・久保もとまち公民館長・鎌田並木公民館長
鈴木本多公民館職員

事務局：今日は、委員11人中8人の委員が出席しており、川上委員、江渕委員、矢島委員から欠席のご連絡が届いております。委員の過半数が出席となりますので、本日の会は成立いたします。よろしくお願いいたします。

田中委員長：それでは、ただいまから第9回国分寺市公民館運営審議会を開催します。本当に暑いので、皆さん体調が悪いときは遠慮なくここから出て横になるとか、空気を吸うとか、してください。鈴木副委員長と先ほど話をしていたのですが、今日は、体調のことも考え、真ん中辺で1回休憩タイムをとろうかということ为先ほど相談しましたので、トイレ休憩も兼ね、途中5分ぐらい休憩を入れたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、本当にお忙しいところ、また、体調も維持されながら参集いただき、ありがとうございました。今日もよろしくお願いいたします。

1 連絡事項

（1）配付資料確認

田中委員長：では、初めに1番の連絡事項から事務局にお願いします。配付資料の確認からですね。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。まずは一番上に本日の次第がありまして、資料9-1で、第8回定例会の議事録となっています。資料9-2で「令和6年国分寺市教育委員会第4回定例会について」、資料9-3で、諮問の写しを入れています。資料9-4で「過去6年間に図書館・児童館と連携をした事業」、資料9-5で「地域づくりに貢献する公民館の役割」、資料9-6から9-8まで、それぞれ今後複合館になる予定のところの条例を入れさせていただいております。資料9-6が福祉センター、資料9-7が生きがいセンター、資料9-8が体育施設条例となっています。そのほか「けやきの樹」が、6月15日号と7月15日号、国分寺市教育広報誌のNo.29になります。パンフレットのほうで全国公民館研究集会プラス開催要項を入れさせていただいております。そのほか参考資料として、先日行われました公共施

設の説明会の資料について、ホームページに出ているものをご用意させていただきました。4種類ありますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございました。何か補足などありませんか。途中で気づかれたらまたおっしゃってください。

（２）第８回定例会議事録確認について

田中委員長：それでは、続きまして連絡事項の（２）第８回定例会議事録確認についてということで、事務局からお願いします。

事務局：事務局です。それでは、資料９－１をご覧ください。第８回の議事録となっております。修正がありましたら８月９日金曜日までに事務局のまでご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございました。では、８月９日までということで、何か修正がありましたらお願いします。

２ 報告事項

（１）令和６年国分寺市教育委員会第４・５・６定例会

田中委員長：では、続きまして報告事項に参ります。（１）令和６年国分寺市教育委員会第４回・５回・６回定例会ということで、事務局からまた報告をお願いします。

事務局：国分寺市教育委員会定例会の第４回から６回のうち、公民館で案件を提出いたしましたのは第４回になります。４回につきましては、専決処分の承認ということで、国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱第３条の規定に基づき、令和６年５月１日に委員の委嘱をする必要があり、専決処分をしたことへの承認ということです。サポート会議の委員の任期は、令和５年５月１日から令和７年４月３０日までですけれども、本年度各公民館に委員として入っていらっしゃるＰＴＡの役員の方々、そして図書館の人事異動等ございまして、５月１日から委嘱をする必要がある方々のために提案したものでございます。いずれも審議結果、承認となっておりますことを報告いたします。

田中委員長：ありがとうございました。公民館のことが教育委員会で報告される定常的な事業としては、今のサポート会議のメンバーとか、あと公運審のメンバーが変わったり、新しく委嘱したときにやはり、リストがいくわけですか。

事務局：委員の方を委嘱するに当たっては、必ず教育委員会にお諮りいたします。

田中委員長：分かりました。それでは、今の報告について何かご質問などありますか。よろしいですかね。

（２）都公連委員部会第２回定例会について

田中委員長：それでは次に行きます。報告事項の（２）都公連委員部会第２回定例会ということで、こちらは坂本委員から報告をいいでしょうか。

委員：都公連の第２回の会議が６月２７日に行われました。実はもう第３回が昨日行われまして、ですから都公連のほうはどんどん何か会議が頻繁に先に進んでいるのかなと思いますが、まず第２回ということなので、第２回の件、簡潔に報告したいと思います。まず都公連の役員会というのがあるということで、要は都公連の上のほう、今、９市でいうと今、委員長が西東京市の方が委員長をされていまして、それから、福生市の方が副委員長をされていまして、このお二方が基本的には参加される会議が行われていますと。この報告はあったのですけれども、あまり私たちに直接関係あることはないかなと思ったのですけど、会計的な報告とか、そういうことでしたので。ただ、全体としてはやっぱり都公連自体のあり方検討会ということはされておって、課題としてはやっぱり継続性、メンバーがどんどん入れ替わる中で継続審議というものをいかに有意義に進めていけるかということと、それから９市共通話題、共通課題を発見していかなければいけないねということで、もちろんいろいろそれぞれの市で課題になって、例えば公民館のリノベーションをやりましたとか、Ｗｉ－Ｆｉの設置が完了しましたとか、いろいろなお話はあるのですけど、そういうことは置いておいて、共通課題というのをやっぱり今後発見しながら皆さんで討議していくことが必要だねというお話がありました。それから協議ということで、報告事項に続いて協議事項ということで、今、直近で１枚お配りさせていただいたのですけれども、お手元にありますか。社会教育法の第２３条というやつで、表裏でお配りしておりますが、この件について協議がありました。協議というのも実際には今後、１０月に研修会というのが開催されるので、その１０月に開催される研修会の議題として、これをぜひ取り上げたいということで協議が行われたのですけど、簡潔にいきますと、要は公民館の本来の立ち位置として営利目的には使用しないというのがあって、ただ、同時に昨年１２月に通知ということで発表された、文科省のほうから出された別紙通知という中で、公民館が行う事業、主体事業としてもろもろの金額を徴収して構わないと。あるいは地域性ということがあると思うのですけれども、地域によっては例えばＡＴＭの設置ですとか、そんなところを全国地域というのですが、やっても構わないという話が出ていますということで、これについて今回も９市の現状、皆さんお話しされたのですけど、やっぱりいろいろな講師の方に講演していただいて、その後、講師の方が出されている書籍を販売されたり、その販売をよしとしているところもあるし、それは駄目だということもあるし、結構ばらつきがありますということなのですね。だからある程度、この研修会でもやりますけれども、協議をもってこの９市全てをそろえることは無理ですけど、もう一度これについてしっかり考えて、もっと深掘りすれば公民館のあり方、本来の目的み

たいなところにも行き着くと思うので、この協議を、研修会の議題を絞っていく中で進めていきたいと思いますというお話がありました。ですから、今後も研修会、10月に向けてこういったお話が中心に、各市のいろいろな事例紹介等々が行われるか思いますので、またフィードバックさせていただきたいと思います。お手元資料の別紙のところに、具体的な事例ということでいろいろ書いてあるので、また皆さんで見えていただけたらと思います。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。この資料の結果は一番下に書いているように、都公連のアンケート調査ではなくて、文科省が実施したアンケートの中から抜粋したものと理解してよろしいですか。

委員：そうですね。同じような通知は、何年かに1回ずっと順繰りされているらしいのです。ですから確認事項なのでしょうけれども、先ほども申し上げたとおり各市で理解というか、理解に基づいた対応とかは結構ばらつきがありますねということなので、出された問題の上でもう1回協議してもいいのではないのでしょうかと、こういう感じです。

田中委員長：ありがとうございました。以前、笹井先生が昔の例で、床屋さんがあったり、公民館について、地域の拠点でいろいろなものが入っているところが、だんだん何か純粋社会教育となってきたので、少しまた地域の拠点としていろんな、ここに書いてあるのを、考えていくといいのではないかと。

委員：要するに、何もない時代に、公民館が多様な機能を果たすのは当たり前の話で、国分寺のように、いろいろな企業が、民間企業がやっているところがあって、そこの兼ね合いをどうするのかという。だから人口規模とくっついている状況だと変わってくるのではないかなと、このテーマは。

田中委員長：そうですね、あり得ますね。ただ、同時に公民館の活性化とか、それから市民に魅力的な場として提供されるためには、あえてこういう都市でも何か導入してきた用途があるのかなという気もするのですが、そこはまた議論の対象になると思います。ありがとうございました。

委員：今、お話しされたとおり、全国でいうと諸島部、島とか、田舎とかはやっぱりそういう機能が集まっていたほうが助かりますというのが現実問題としてあります。ただ、こういう都心の中で、では、これを全面的に進めていこうというと、いわゆる営利を主たる目的として、これやりたい、あれやりたいということになっていくと、もう、これまでも流されている、公民館自体が貸館化する、もう場所提供の貸館化ということになっていくと、極論ですが、やっぱり公民館のあるべき姿としては違うのではないのでしょうか。いろいろな今、お話しいただいたとおりの、状況によって違うと思うのですけれども、もう一度これを考えませんかというお話にはなっています。

田中委員長：それでは、今のことについて、ほかに何かご質問とかありますか。よろしいですかね。

3 協議事項

(1) 恋ヶ窪公民館の移転について

田中委員長：それでは、協議事項に移りたいと思います。これが今日のメインの課題ですけれども、協議事項の1番と2番があります。2番の諮問も、この移転に関連する諮問の内容になります。では、まず(1)恋ヶ窪公民館の移転についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局：本日先ほどご説明しましたとおり、ホームページにある資料4点をご用意させていただいております。「現庁舎用地複合公共施設における市民参加の経過及び今後の予定について」と、「現庁舎用地複合公共施設における機能の配置の考え方について」と、「現庁舎用地複合公共施設のニュースレター」の令和6年6月と、「第2回ワークショップ等の意見を踏まえた機能の配置イメージ(案)」になります。これが先日、6月28日、29日に開催されました国分寺市現庁舎用地複合公共施設説明会のときに出された資料と伺っております。事務局としては、参加することはできないので、市民向けのものでしたので、もし参加されている委員の方がいらっしゃいましたら、そこでどんなことが話されていたというところを共有していただきながら、議論していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

田中委員長：ありがとうございます。そうするとこの資料の確認というか、説明は特にない。では必要に応じて参照するということですね。では、この説明会に参加された方、どのぐらいいらっしゃいますか。鈴木さん、笹井さん、行かれましたか。ワークショップではなくて。

委員：説明会は行っていない。

田中委員長：では、副委員長の鈴木さんから、概要というか説明いただけますか。

鈴木副委員長：簡単にお伝えいたします。

田中委員長：簡単といっても大事なことは。

鈴木副委員長：大事なことだけ。私は29日土曜日の説明会に出席しました。28日は15、16名、29日は30名ぐらい。その中には、恋ヶ窪公民館の利用者が大勢参加しまして、出席しまして、限られた時間がたった1時間だったのですが、それで終わらなくて、20分引っ張りまして、それでも終わらなくて、あとは個人的に質問したり、お話しくださいということだったのですが、それで12時近くまで個人、恋ヶ窪公民館の利用者が主だったのですが、公共施設マネジメント課長、それから係長と直接お話をし、不明確なところを明確にしようとして頑張りました。それで時間とかはそうなのですが、お手元にある第2回ワークショップ等の意見を踏まえた機能の配置イメージ(案)というのがあります。

田中委員長：今、事務局から配っていただいた中の最後の紙です、A3判のものです。

鈴木副委員長：フロア図、これ何回も目にしているかと思いますが、1回、2回のワークショップ全部踏まえたということなのかもしれませんが、そういうことで説明があ

りました。それでこれ方位は、3階を見ていただくと、階段とあるほうが北です。手前の射場、それから階段のあるところが南です。的場の角が東で、緑化が西、そのようになっています。それで北と東の間に、細い道を挟んで3メートル道路を挟んで民家があったり、多摩信用金庫があったりします。それから弓道場と書いてあるところは、いわゆる市役所通りです。そういうことで、今まで矢道というのは西側、北西であったのですが、それが南東に移動したり、あとは基本的には2階に多目的室とありますが、今までいろいろと議論がありますが、そういう形でのレイアウトになりました。これは、具体的に中身はどのように仕切られるのか、どのように公民館があって、どこに福祉センターがあるのかという説明は一切ありません。それから1階ですが、そうですね、2階と3階の間に吹き抜けというのが突然現れ、これは何やら面積がどうのこうと法規上の問題だということで吹き抜けがあるということです。それからF Sと書いてあるのが、いわゆるフリースペースですね。それから1階をご覧になってください。ここで図書館があり、真ん中に窓口というのが、これは総合窓口ですね。それからフリースペースがあって、そして図書館は静かな部分と、あとにぎやかにしてもいいよという部分と、あとオープンスペースがあって、それが民間に土地を貸すほうにつながるという。基本的にはどういうものか、エレベーター、階段が南西の部分。お日様がよく当たって、採光もいいのという部分にあるので、どうなのだろうかということがありました。あと下は、武道場があり、多目的室がありということです。これについて会場からの意見としては、フロア図に公民館の場所が明確に書かれていないけど、どういうことであるか、それから一番下の窓口があるけれども、ここは公民館の執務室はないの、公民館の受付場所は、ここへ行ったら分からないのではないのかということについては、公民館という明示はするのだと言っておりましたが、その名称はどんなのだ、恋ヶ窪公民館という名前での名称であるのかということについては、そこではゆっくり話ができなかったもので、個人的に時間が過ぎてからお話がありましたが、豊田係長の反応では、私ではなくて恋ヶ窪公民館の利用者2人の方が詰め寄って話したのですか、恋ヶ窪公民館は移転するのでしょうか、名前はもちろん残すでしょう、恋ヶ窪公民館と明示するのよねと言ったときには、いや、場所が移るからということをおっしゃったのです。明確には言われなかったのだけど。だとすると恋ヶ窪にあるのが戸倉に移るから、戸倉公民館になるのという、そんなニュアンスの、明確にはおっしゃいませんですが、そういうニュアンスが感じられるようなやり取りがありました。それから、あともう1つは、3階の屋上広場がありますね。ここは恋ヶ窪公民館の中庭に該当する部分だということで、前課長のときの話では、ここを恋ヶ窪公民館の中庭のような形で使えるようにという話だったのですが、ここには結局、子どもたちがそこで水遊びをしたり、いろいろ遊んでいても大人の、要するに職

員の人員配置がないではないか、こういう場所での子どもを自由に遊ばせるということは非常に危険ではないか、人員配置をどうするのだという話もありました。それから、基本的にはそういうことで、そのことについてもやっぱり恋ヶ窪公民館の利用者の方がおっしゃっていましたし、どうして恋ヶ窪公民館の方がこの会議に出て、説明会に出て積極的に話をするようになったのかといいますと、前段階がありまして、今までは恋ヶ窪公民館の利用者会議に出てこられても、公民館の移転のことは、あまり話はできなかったし、してこなかったのですが、前日に説明会があるよということでチラシを館長が配ってくださって、そのことで私、付け加えたのですね。恋ヶ窪公民館が移転することについて、やっぱりみんなしっかり意識して参加して、どうなっているか聞く必要があるのだ、場合によっては名称、恋ヶ窪というのがなくなるかもしれないのだ、そういう状況にあるし、公民館そのものが貸館になる可能性だってあるからということを申し上げましたら、何か寝耳に水だった人もいたみたいで。それから、その次に恋ヶ窪公民館祭準備委員会、実行委員会というのがありまして、そのときにも、そのことはどういうことなのということで質問される方もいて、その方がやっぱり説明会に出られて、そのほかの方も一緒に。それで恋ヶ窪公民館利用者として何十年も続けてきたから、守っていかなくては、発展させていかなくてはということでの意識の高まりが見られました。それからもう1つ、恋ヶ窪公民館運営サポート会議には、第九小学校の校長先生と、それからPTAの役員の方がメンバーでいらっしゃるのですが、そのときに建設中について今度は9年度中に移転ということだったのですが、10年度になってしまって、10年秋か、早ければ。その期間、工事中で子どもたちの通学路、学区だから通学路にもなったり、いろいろと支障を来すことがあるのだけど、それについての連携が密にとれているかといったら、そうではないということだったのですね。待っていてもそれは来ないから、教育委員会にもなかったということなので、それは学校長のほうから直接公共施設マネジメント課なり何なり、防災担当なりに説明に来いというか、連携をとって明確にしていかないと子どもの安全が守れないよね、なんて話をしたりしています。もう1つです。大事なことを忘れていました。総合窓口のところ、こんな狭いのでは、公民館のいわゆる市民交流スペースみたいなのをとれないよね。説明をもう1回聞きましたら、基本的には270平方メートルは確保するということだったのですが、一番初めに配られた基本計画の中では。どうみたってこれ270平方メートルないよねと。ちゃんと明確に、要するに全体を通して運用でやっていくという話なのですね。公民館のフロアをどのように使うか、それから窓口をどのように使うか、運用でやっていくということなのだけど、運用するにしてもそれなりのスペースが確保されていなければ運用はできないでしょうと話をしたのです。そういうことでした。それで総合窓口カウンターに公民館の職員

の執務室があるのかどうか、それができるのかどうかということでの詰めもしたのですけれども、運用でやっていく、運用でやっていくと話すのに終始しました。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。今のカウンターとか窓口の職員のスペースがないか、これについて何か課長から補足はありますか。

事務局：このイメージ図では、はっきりとした間取りがまだ決まっていないところで、やはり今、平面図は出来上がっていない状態に間違いはなくて、まだ調整中という段階です。なので、これから基本設計に入ってまいりますので、その辺細かな、本当に必要なスペースを確保されるのかというところを、私たちも必要な情報を公共施設マネジメント課と共有しながら進めていってもらいたいと思っています。

田中委員長：ありがとうございました。今、鈴木副委員長から随分詳細にフロアのことを中心にしながら、当日の話だったりとか説明をお話いただきましたけれども、我々がいろいろ話し合ったり、資料の7-6ですか、で出している、我々が教育長に提案を出したもののとの関係でいきますと、まず現状は今、お話があったように、恋ヶ窪公民館では中庭があって、その中庭に相当する部分が今、公民館の会議室等の面積には含まれていないので、ずっと公共施設マネジメント課とはやり取りしていたのですが、結果的にはフリースペースを生かしていくことになっているようです。ただ、例えば2階で今までのように子どもが遊ぶとなると、職員が目がなければなかなか危ないというのは全く当然の部分で、この辺運用でやるとはいても、職員の居場所が2階にないという中で、どのように置くのかというのが課題になっているということが1つありましたね。

鈴木副委員長：2階と3階両方です。

田中委員長：3階もですね。3階もでした。それともう1つは、我々の意見書の中で最も重視していたフロアの部分が、今、お配りいただいた資料7-6の2ページ目の3番、複合公共施設に求められる条件という中の①ですね。自由にコミュニケーションできる可動的な空間ということで、これは必ずしも公民館の、ほかの方は入れない、公民館だけのということではなくて、もちろん従来の公民館利用者以外の方も自由に入って、市民がここで交流しながら職員とも交流し、まちづくりや学習の、今後のアイデアも話すというスペースが、やはり公民館としてはとても重要だろうと。現在の恋ヶ窪公民館を見たとき、もう職員と利用者のコミュニケーションが非常によく、そこからいろんなものが生まれてくるという部分がありますので、この①は特に重要ということを我々もこの会議のいろいろな経過の中で強調してきたところだと思います。結果的には、ワークショップの中でそれは位置づけられずに、今のところ1階のフリースペースがありますけれども、この面積がどれぐらいになっているかちょっとイメージが湧かないのですが、そういう中で何らか

の場所を確保しながらいくという想定になっています。ですから、初めから施設をこういうふうに仕切ってやるというのではなくて、出来上がった後、運用の中でやるというのがどうも今の公共施設マネジメント課の考えの基本にあるようです。ただ、実際に施設全体は指定管理者制度を適用し、民間の機関に任せるということになることを聞いています。ただ、公民館については、今の恋ヶ窪公民館におられる職員がそのまま入って、直営になるということですね。もう1つ図書館についても、丸々直営になるのでしょうか。

事務局：図書館は既に一部業務委託をしております。なので、恋ヶ窪図書館については直営の職員と、委託されている職員と両方です。

田中委員長：両方そのまま入るということですね。

事務局：そうですね、その予定。

田中委員長：ということなのです。ただ、同じ直営とはいっても、図書館の方は図書館そのもののしか通常は視野が広がらないので、建物全体をどうするかというと、指定管理のハードな面の委託を受けた人たちが、あるいは貸館業務の運用をするかもしれませんけれど、施設全体をどう使うかというところのアイデアについては、恐らく指定管理者の役割にはならないだろうということで、実際の見通しとしては公民館課がこのあたり全体をコーディネートしていく可能性が高いと見られるわけですね。

事務局：既に他課の状況を伺う限りでは、本当に貸館機能をメインとしているところ、指定管理が既に入っているというところが、大方なので、直営で私たちが入っていくというところ、図書館、公民館が直で職員が入っていく、2階は指定管のお仕事になるのかなというイメージです。

田中委員長：だから楽観的に考えるならば、公民館課とか、恋ヶ窪公民館長とか、その専門職員の方々が、この施設全体をどううまく市民のために活用していくかということを考えるコアになっていく可能性が高いということになると思います。そうなってくると、我々が資料7-6で古屋教育長に意見書を出した最後の部分ですね。アンダーラインを引いていますが、公民館の有する機能が全館に波及して、複合公共施設の全体がまちづくりの学習拠点となっていくことが期待されている。そういうところはかなり実現できる可能性もあるのではないかとと思われると考え、このフリースペースの部分で先ほどのサロンのようなスペースですね、それを今からハードの条件をきちんとやるということをやらなくても、今後この複合施設が開いたときに、このフリースペースを公民館が中心となって考えながら、最も職員と市民の交流の場としてどう使っていけばいいかを考えていける可能性が高いと見ることはできるのではないかと聞いていますので、加えておきます。それでは、この問題は次の諮問、答申とつながってくるのですけれども、今、せっかくこうやってみんなで見ているので、施設のことに何か不明な点とか、確認しておきたい点があれば、今、おっしゃっていただいて、情報共有をし

ておきたいのですけど、いかがですか。

委 員：1階のスペースの図書館のところに、荷さばき室とあるのですが、それは。

田中委員長：何でしょうね。これは何でしょうか。

事務局：駐車場のスペースをどうしてもとらなければいけなくて、荷さばきはそこで荷物等をおろして、中に入れるようなスペース。

委 員：スペースですね。

事務局：というイメージでよろしいかと思います。

田中委員長：具体的な表現ですね、荷物をさばく場所。

事務局：そうです。

委 員：図書館の何かをされるのかなと思ったので。

事務局：基本的に図書館の本は、毎日数百冊動いている状態なので、当然それを動かすのがメインになるとは考えられますけれども、ほかにもいろいろな荷物も来ますので、そういう意味だと思います。

田中委員長：あとは何かありますか。

委 員：先ほど最後に委員長が言われた公民館の職員の方が中心になって運営していただけるということになればすばらしいと思うのですが、そのためにも先ほど副委員長が言われた彼らの執務する場所ですね、その場所は明確にある程度確保してもらわないと、拠点となる場所がなかったら活動するにしても何かやりづらいと思いますので、その270平米とれるどうか分からないですけれども、そのスペースはフリースペースを削ってでも、きちっとその場所は明確にしておいていただきたいなと思います。この今の窓口のスペースだと狭過ぎると思います。

田中委員長：これは、指定管理者の職員を含め、この複合施設の職員全員が、この窓口のスペースに入るのでしたっけ。

事務局：総合窓口というイメージですので、案内するイメージ配置がこういうふうになって。

田中委員長：そうすると、その他の職員はどこにいるのですか。いろいろ、施設管理の人とか。

事務局：基本みんなここという、事務室として。

田中委員長：やっぱり事務室ですか。

事務局：ただ、まだまだ多目的室ですね、様々な施設を一堂に集めて、2階に割り振るみたいなところですので、この多目的室はまだまだ見直しができると思います。

委 員：仕事を踏まえたときに、2階のスペースに、1階は1階で窓口は必要だと思いますけれども、2階にいろいろ検討する執務スペースがあってもいいのかなと思うのですけれども、現場を預かる恋ヶ窪公民館長はどの辺が使いやすいそうですか。

事務局：初めて見たときに2階に部屋が全部入るということと、3階の屋上につい

て、ここは中庭のイメージをされるならば、やはりそこに、私たちも1階にずっといるようですと目が届きませんので、そこに目の届くような、またこれも運用してみないと分かりませんけれども。そうですね、今のこれだちょっと、どうやったらいいのか分からないかなというところを考えるとこ

事務局：それについては、横から入ってしまうのですけれども、恋ヶ窪の公民館は事業という解釈。施設管理は施設管理だけれども、施設管理は指定管理者がやるべき話なので、それについては、公共施設マネジメント課のほうでどう考えるべきなのかというのがメインだと思います。あくまでも公民館として各種事業をやるためには1階もあって、窓口に来るであろう、いろいろな人たちと対話しながらやるというのが一番いいのだろうと思います。2階へ入ってしまうと、当然のように、すぐみんな部屋に入ってしまうので、何でこの人たちのところまでわざわざ行かなければいけないのかというのが当然出てきますので、1階のほうがいいのだろうとは思いますが。ただ、2階、3階のフリースペースをどうするのかという話、可能性、それを検討したであろう公共施設マネジメント課のほうで、それは考えるべきだと思います。

田中委員長：杉並区の例から学ぶならば、やはり2階に職員集団が入って、その周りに利用者も行ってコミュニケーションというのは、とても条件としてよくないということですね。やっぱり1階にないと、2階だとなかなかみんな行かないことがあるので、やはり基本的には1階に館長さんとか専門職員さんがおられて、市民と交流できるというのがいいと思うのですけれども、今、ちょうど言われたように、中庭の機能をどうするかということになったときに、2階で子どもの遊ぶところを考えると、大人の目が必要ではないかというのが出てくるので、それは公共施設マネジメント課が考えるべきことではあるのだけれども、ただ、公民館の立場からいけば、今までの中庭の機能をどうするかというのを全部公共施設マネジメント課に任せるわけにもいかないでしょうし、ちょっとこれが検討課題になります。私、何回も聞いているのですけれども、恋ヶ窪公民館は、職員の方は何人いらっしゃるのでしたっけ、館長が1名と。

事務局：専門職が3人です。

田中委員長：3人ですね。それは、今度複合施設になっても、その人数は確保できるの

事務局：それはこれからのことなので、不明です。今はまだ予定ということで。

田中委員長：例えば3人おられれば、1人上のほうで子どもたちを見ると、あと2人は下でというのもありますよね、数的に言えば。

事務局：数的にはそうですが、実際には事業を行うということなので、外にも出てまいりますので、準備をしたり、ずっと席にいないわけではないので。

田中委員長：1人、ただ、いても、別の方がお留守になるから。

事務局：はい。

委員：子どもの安全管理というのは外注できないのですか。職員の方が安全管理までやるのではなくて、警備会社が、外注でいいわけですけど、それだと駄目なのですか。

事務局：仕様書に書ける範囲だと思います。安全管理面とかの人員体制については、こちらで、仕様書で指定できるかと思います。

田中委員長：安全管理だけならそれもできるでしょうけれども、現状は多分教育的な機能があったり、それから企画を考えたり。

委員：職員1人が3階にぼつんと言わされると、私は嫌だなと思いました。

田中委員長：課長が言われたように、その方もどこか外に出ていく可能性もあると考えると、なかなか難しいかもしれないですね。その辺が課題ということですね。

委員：今の話に関連するのですけれども、公民館事務室というのは、公民館附帯施設ではないけど、付随している必要があると思うのです。1階の総合窓口の中にあるというのは、公民館という実体がなくて、何になるか分からないけれども、取りあえず窓口を置いているという感じにしか捉えられないですね。公民館という実体があるのであれば、そこに付随してつくるのが当たり前だし、この表というか図を見ると多目的室（公民館、福祉センター）と書いてあって、多目的室なのですね。公民館という実体はないのです。だから、公共施設マネジメント課が言っているのは、それは筋が通るのです。多目的なのだから、それはどこに置こうといいではないか、事務室は。窓口の中でもいいではないかとなる。そうではなくて公民館というのは、何度も言いますが、社会教育法に基づいてつくられる施設なわけだから、それは完全に縦割りで、つまり多目的室というのは、多目的室で使うという機能的にそうなるのはいいのだけれども、初めから公民館をここからここまでですと区画はきちっとなくてはいけないと思うのです。そのうちのここが事務室ですとならないといけないと考えているのです。それから公民館と福祉センターが一緒になって多目的室と、全く意味が分からない図なのです。法律に基づく施設というのは、例えば介護保険法に基づくデイサービスセンターというのは、デイサービスセンターとして確固とした施設があって、それはそういうことを念頭に置いて対象になる人たちに使ってもらおうと。浴室が空いているから一般市民が使わせてもらうなんてことはあり得ない。空いているときはいいのかもしれないけれども。でも、そこは基本的には管理運営は福祉関係のところやるわけです。地域活動何とか、要するに子育て広場も法律があって、例えば子育て広場をつくるわけですけども、それは同じ広場だから別のところが共有していいかというと、そんなことにはならないのです。何平米のこの部屋が子育て広場です。そこにはサポーターさんとか保育士とかが詰めていますよというのが、普通の行政上の考え方だと

思うのですね。それが要するに、実体のない公民館として図になっているというのは非常に不可思議な話なのです。おかしいでしょと言うと、それが「いや、運用の話です。これからの話です」と、すごく逃げているように見えてしょうがない。実は弁護士とか元裁判官の友達がいるのですけれども、彼にこの話をしたら、行政というのは組織の縦割り、機能の縦割り、権限の縦割りになっているわけだから、それがほかの法律上の権限分配に関わるような施設と何かを共有するというのはおかしいと。ただ、そのことによって重大な損害が生じるということでもないから、違法とまでは言えないけれども、著しく法の趣旨に反するのではないのですかというのが、彼の答えだったのですね。それを何度も何度も我々は指摘してきたのだけれども、現実は無視されていて、反映されない。あとの問題、運用の問題ですと、すごく逃げているような気がしてしょうがないです。それはそれで仮によしとした場合には、運用上そのようにするのだということを記録に残しておく必要があると思います。我々の共通の認識の下で、運用上公民館の機能はちゃんと維持しますということにしておかないと、多分、僕から見るとすごく逃げ回っているだけに見えて、それを最終的に判断するのは当該市町村の教育長なのですよ、教育委員会の長が判断する。結局は市長なのだけ。判断することになるのだけれども、後々それは結果として指定管理になってしまって、では指定管理者が管理するからという話でうやむやになってしまうような気がしてしょうがないので、今現在はそういう共通理解の下で運用上はちゃんとこうしますということをきちんと記録に残しておく必要があると思います。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。本多課長としては今のことについて何かありますか。

事務局：要するに、様々な施設が1つの建物に複合化して、一緒になるというところでは、新しい考え方で運用していくのが望ましいという考え方を聞いています。ただ、今の段階では条例が分かれていますので、教育の条例と市長部局の条例とが、同じ建物で一緒になってしまうわけなので、そのすみ分けはちゃんとするということは、公共施設マネジメント課は言っています。教育の条例では、今の恋ヶ窪の住所が現市役所のところの住所になりますよという条例の改正になるということですね。市民から見れば、予約システムで部屋を予約するということでは同じコミュニティの、同じジャンルの施設が集まりますので、支障なく使いたい部屋を使う。予約をすることには意識せず、その建物のこの部屋を使いたいということで、予約されるわけですね。ただ、条例が2つあって、管轄が違うというところで、公共施設マネジメント課のほうでは、フロアマップでどこからどこが公民館と分かるようにしますということは今まで言われています。今までの建物では、公民館と図書館、分かりやすく区別していましたけれども、今回は同じ建物の中でどう

いうふうに運営していくか。新しい形をこれからみんなで詰めていくというところで、なかなか細かな規則、条例等の調整が必要な内容だということです。ただ、今はまだ何も決定してはいないので、何とも私の立場では言えないのですけれども、建物ができて運営が始まって、皆様にご利用いただく段階になったら、直営として公民館、図書館の事務を中心的に運営していくという、イメージはできるのかなというところです。

田中委員長：ありがとうございます。少なくとも条例上は2階の部分の幾つかの部屋は、今の恋ヶ窪公民館の部屋に相当する面積が確保され、どこからどこまでは公民館と、位置づけられるわけです。それでもう1つ、公民館職員はちゃんと残る。場所はどこになるか分かりませんが、少なくとも1階ぐらいにおられたり、場合によっては2階、3階におられるかもしれませんが、そこに位置づくということで、ちょっとフロアが分かれるかもしれませんが、公民館としては維持されるということですね。そこはちゃんと制度上、明確に担保されていると思うのです。あと今、委員の話からふと思ったのは、さらに我々が意見として出してきたのは、2階のフリースペースに相当するところに職員と市民の交流であったり、そこから企画が生まれるような、そういうサロン、ロビー的なスペース。それは、でも運用レベルでやるとなってきた、今、課長はまさにそうだとおっしゃっていますが、課長が令和10年にまだ課長をやっておられるかどうか。ちゃんと引継ぎをきちんとやっていただかなければいけないので、それを委員の言われた何らかの明文化されたものが必要な気がしてきたのです。だから、それはこの後の諮問、答申の流れの中で、答申として我々はきちんとそれを出しながら、それを事務局としても織り込んでいただき、公民館課としてこれでいくのだというのが何らかの形で担保されるといいなと思いました。実質、3階はもうスポーツ施設ですし、福祉センターは貸館だから、実際に大型の公民館と思えば、これ全部公民館といってもおかしくないですね。図書館がちょっと入っているぐらいで。だから、その辺のところはどこまで明文化されていればできるのか、その部分も含めて答申のときにまた考えていけるといいなと思いました。

委員：ちょっと確認なのですが、鈴木委員のほうから、エレベーターと階段が南西の明るいところにあると言われたのですが、階段をエスカレーターにするなんて案はないのですか。

鈴木委員長：聞いていません。

委員：明るいところのエスカレーターはすごくいいなと。それと委員のほうからも公民館的なところ、2階にあったほうが受付とかはいいのではないかとあったのですが、階段で2階に行くのはすごく抵抗があるのですが、エスカレーターであれば2階に受付があってもそんなに抵抗なく行けるかなという感じがするので、階段は北のほうにもありますし、ちょっとお金がかかるかもしれないのですが、この階段をエスカレーターにしてもらえると利用者

としてはすごく2階にアクセスしやすいかなと。

田中委員長：それは今から可能なのですか。

事務局：それは基本設計にまだ入っていないので、これから。

委員：新庁舎のほうはすごくすてきなエスカレーターができるのですよね。2階に上がっていくのに。

事務局：この間、行ったときは、階段とエレベーターを確認したのですけれども、エスカレーターも入るということですね。

委員：もう、入ったらすぐすてきなエスカレーターで、パーッと2階に行けるような見学だったと思います。

事務局：では3通りできるということですね、新庁舎は。エスカレーターと階段とエレベーター。

委員：今はハンディキャップの人のことを考えたら、エスカレーターがすごくいいと思うのです。エレベーターだとどうしても待たなければいけなかったり、限られているので遠慮してしまう人もいます。

田中委員長：ホテルのロビーも2階にある場合、エスカレーターで行きますよね。そういう提案というか意見は、今からでも課長を通して言ってくれるのですか。

事務局：まだそういう機会はあるかと思います。

委員：今までエスカレーターの希望が出なかったというほうが、ちょっとびっくりですけども、皆さん元気なのですね。

田中委員長：もし今、皆さん異論がなければ、機会があるときに、課長に、公運審からそういう要望が出ている。それというのも2階の部屋に行くのに、やはり市民が抵抗なく行けるように、使いやすくするように、利用率を上げるためにエスカレーターは必須だという意見が出ていると、ちょっとおっしゃって、機会があれば。

事務局：逆に階段はどうでしょう。

委員：いや、階段はもう1個あるではないですか。

事務局：階段は階段で必要だと、やはり。

委員：最近、足の悪い友達が多いのですけれども、すごく階段を嫌がるのです。特に下りが駄目だと言う人が多いです。だからどこかお店へ入ろうとしても、地下とか2階のお店へ行かないのです。だからエレベーターは電気いっぱい食うような感じがして、自分のために動かすという感じなので、エレベーターは遠慮してエスカレーターだったらいつも動いているので、罪の意識が少ないみたい。

田中委員長：確かに商業施設はエスカレーターが中心ですよ。階段は裏にある。そう考えれば表はエスカレーター、もう1か所、北のほう。

委員：荷物を持っている場合、エスカレーターで、年配の方には危ないというときもあるので、事故、エスカレーター。

田中委員長：でも、そういう方はエレベーターで。

委員：エレベーターを使えばいいですね。

田中委員長：では、機会があればよろしくお願いします。

事務局：そういう意見があったということで。

事務局：今まで、諮問する場合なのですけれども、先生のご心配とかも含め、実は多分事務局側は、福祉センターはどういうものかとおぼろげながらも分かっているのですが、そんなに心配していないのですが、多分皆様、特に田中委員長も福祉センターはまだご覧になっていない。

田中委員長：そうです。

事務局：なので、多分1回見に行くという機会を設けて、実際にどう使われているのか分かれば、多分そんなに心配しなくて、委員、思いますよね。1回見ると、こういうものなのだなと分かると思うので、機会を持てたらいいのかなと思います。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。そうですね、これ、答申を考えるプロセスの中で1回、福祉センターを見る機会があるといいですね。では、ちょっと頭に入れておきましょう。ありがとうございます。

鈴木副委員長：答申につながることで、意見を言いたいのですが、1階の窓口カウンターなのですが、ここにははっきり言うと市民サービスコーナー、それから公民館の受付、福祉センターの受付、受付か事務所か分かりませんが。それから生きがいセンター戸倉、それから弓道場、武道館に関するいわゆる総合窓口というのがそこに全部入るわけですね。だからそれにしてもこのスペースは非常に小さくて駄目よねということと、あともう1つは、基本ここは公民館の受付と、それから職員の執務室兼ねて、その前は市民交流スペースとしてきちんと確保するという原則を守っていくとか、主張していくとか。

田中委員長：そうです。それはもう我々がずっと言っていることで、それはもう答申に必ず書くことだと思うし、また機会があれば主張していくということで、いいですか。それでは、ほかになれば今、1回ちょっと休憩にしようかと、最初の約束どおり。よろしいですか。休憩後に諮問の説明をいただいて、答申に向けてのスタートを切りたいと思います。では、5分間休憩でよろしいですか。あの時計で、では13分から再開ということで、お願いします。

(休憩)

田中委員長：それでは、そろそろよろしいでしょうか。お待たせしました。

(2) 諮問について

田中委員長：それでは、次の協議事項の2番目に移りたいと思います。今日はいよいよ諮問が出ますので、まず事務局からその説明をお願いします。

事務局：それでは、資料でコピーを、資料9-3として皆様は見ていただけるかと思うのですが、原本を今、委員長にお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

田中委員長：いただきます。

事務局：皆様、これ原本でございます。館長の公印を押したものを委員長へお渡しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長：分かりました。それでは、重々しく5館館長連名の諮問文をいただきましたので、この諮問文について、今から事務局にご説明をいただきたいと思います。では、お願いします。

事務局：資料9-3が諮問文の写しとなります。内容は、前回の公運審のときにお出しさせていただいたものと基本的には一緒になっておりますので、改めて交付させていただいたところになりますので、いま一度ご確認くださいと思います。大きなテーマとしては、「国分寺市現庁舎用地複合公共施設における公民館の運営のあり方について」となっております。具体的なテーマとしては、(1)で、「これからも地域に根差す公民館としての役割について」、(2)が「複合施設内の他の施設との連携した事業展開について」という形で、具体的なテーマ2つについて答申をいただければと思っております。そこに併せまして、今回、まず資料9-4のところを出させていただいている資料なのですが、こちら前回、第4期の答申を作成していただいた際に用意した資料になっておりますけど、このときは図書館と児童館との連携ということで資料のほうを出させていただいております。図書館と児童館は今まで公民館の近くにあったから、こういう連携をしていたというところが出ているのですが、今回さらに福祉センターとか生きがいセンターとか加わっていきますけれども、今までやってきたことを加えて次の展開が見えてくるのかなと思いますので、それを出させていただいております。また、資料9-5のところになりますが、これが先日、教育委員との懇談の際に出させていただいた公民館祭での地域連携であったり、その他、地域と連携している事業というところを出させていただいております。これは(1)のほうの外向けの連携についてということになります。今回5館分全て出させていただいておりますので、この中からいいところ取りではないですけど、今後、複合施設などにこういうことをやっていくといいのではないかなというヒントになればと思って出させていただいております。また、今後スケジュール等についてもこの協議の中で決めていただきまして、先ほど福祉センターの見学等の話も出ましたが、必要な視察とか必要な資料とかございましたら、ご意見いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長：どうもありがとうございました。それでは、先ほどからの議論の延長というか、そういうものが全てこういう答申に、我々の疑問点など、それを解決しながら、答申に集約していけるといいなと思います。課題が2つありまして、地域にこれからも、今まで当然、恋ヶ窪公民館は地域に根差し、やってきたわけですけど、さらに複合施設になったときに、さらにこれを地域との関係が発展していくのが好ましいと思いますので、そういう地域に根差した

公民館としての役割ということですね。これが外との関係ですね。今度は中の関係で、ほかの施設と複合的に入るものですから、他の施設との連携した事業展開をどうするかということが重要だということで、この外向け、内向けというのですかね、そういう両面から答申を書いてほしいという諮問文でございました。それでは、今、ちょっとお話もありましたけれども、これ以下、資料9-4からずっとありますが、これぞっとご説明というか、全部説明する必要はないと思うのですが、ざっとこういうものがあると説明いただいたほうがいいように思うのですが、どうでしょうか。

事務局：まず資料9-4をご覧くださいいただければと思います。こちら各館が今まで図書館・児童館と連携した事例ということで、過去6年間のものを出させております。最初、本多公民館から始まって、2枚目が恋ヶ窪公民館、3枚目が光公民館、4枚目がもとまち公民館、5ページ、6ページにかけて、並木公民館が連携した事例ということになっておりますので、こういった事例も踏まえながら、今後こういう、次の連携について考えていただければというふうに思っております。資料9-5のところでは、公民館まつりでの地域連携等ということで、公民館まつりで連携している団体とかというところをピックアップさせてもらっています。恋ヶ窪公民館ですと、もちろん公民館に関係する団体に加えて、地域で活動する団体、青少年中央地区委員会だとか、地域包括センターとか、ともしび工房とかというところもありますし、もちろん第九小学校と第一中学校との連携というのもございますので、そういうところもひっくるめた広域な連携というところが考えられるかなというふうに思っております。また、光公民館だと近くにある子ども家庭支援センターとかというところとも連携がありますので、こういうところとの連携を踏まえながら、今度福祉センターだとか生きがいセンターとの連携というところも考えていけるのかなというふうに思っております。続いて資料9-6、こちらが福祉センター条例というふうになっております。福祉センター自体は第1条にもありますように、福祉の活動を推進し、地域社会の福祉増進を図るために設置されているということになっております。皆様が気になるところを、ここのところを黒抜きにさせていただいております。第3条のところで、福祉センターの事業ということで、福祉事業の推進に関すること、また、集会施設の運営に関することということで、中で若干事業もやっておりますし、あと貸館の部分もあるというところになっております。基本的には開館時間とか休館時間というところは、公民館とはずれている部分になっておりますので、この辺が今後の課題に、当然なってくるのかなというふうに思っております。また、使用料につきましては、基本的には使用料は設定されておりまして、そこを減免しているというような状況になっているので、そこら辺が公民館とつくりが違っているような状況になっております。続きまして、資料9-7、こちらは生きがいセンターの設置条例でございます。こち

らは高齢者が健康で生きがいを持って生活することができるよう、相互の交流を促進し、心身の維持、向上を図るため、国分寺市生きがいセンターを設置するというふうになっておりますので、若干目的とかというのが、高齢者に向いているというものがあるのかなというふうに思われます。生きがいセンターの事業では、第3条の（1）のところで、地域生きがい交流事業ということで、生きがいだとか、創作、文化活動に関する事業、介護予防に関する、健康推進に関する事業とか、交流及びレクリエーションに関する事業等、そういう事業も行っているということになっております。また、集会施設等を使用する事業ということで、生きがいセンターは前項の事業の推進を妨げない範囲で児童福祉、障害福祉及び地域福祉に関する事業を行うことができるというふうに掲げられていて、様々な事業も行っているというところがあります。基本的には指定管理者が行っているということになっております。条例の中の4ページ目のところ、ここが、生きがいセンターとくらが設置されていますというところと、今回入るところが生きがいセンターとくらになりますということと、次のページで開館日、休館日等も書かれている、開館時間等も書かれております。こちらも公民館とは若干違っておりますので、生きがいセンターは午後5時までという形になっているので、整理していく必要があるかなというふうに考えています。9－8が体育施設条例というふうになっております。2ページ目のほうを見ていただくと、市民の体育及びレクリエーション等の振興を図るため必要な施設の設置、管理及び使用料について規定するものとなっております。その中に本多武道館というところで規定がされているというところで、ページ数としてはちょうど8ページ、9ページくらいのところですかね。本多二丁目が本多武道館というところで、基本的には1時間ごとに使用単位がありまして、貸し出しをしているというところになっております。午前9時からというところで、午後5時半までという形で貸し出しをしているということに、概要としてはなっています。説明は以上です。

田中委員長：ありがとうございました。今、いろいろと資料をいただいたので、こういうことを参照しながら、特に連携、先ほどから福祉センターとか生きがいセンターとの連携がどうなのかなと思っていますけれども、考えたら公民館と図書館の連携というのも、とても重要な課題でしたよね。既にもう事例がこんなにありますので、今度は一緒にの建物に入るとき、武道場もそうですけれども、さらに複合施設となったときにできることは何かも、併せて考えていく必要があるわけですね。それでは今日というか、今日が出発点で、来月以降また具体的な検討に入るのですけれども、今後、今日この後、スケジュール的な問題であったり、もとまち公民館長からご提案があった福祉センターを見学するとか、併せて恐らく生きがいセンターも見たほうがいいような気もするのですけれど。

事務局：同じ場所ですから。

田中委員長：同じ場所ですか。何も知らず。できれば地域も我々見て、こういう商店街があるだとか、そういうのも調査したほうがいいと思うので、その辺、見学会みたいなもの考えることがいいと思うのですけれど。それからさらには現状の恋ヶ窪公民館の地域との関係、今、資料は若干ありましたけれど、もう少し具体的にこういうことをやっている、そのあたりのところも情報が必要かなと思います。次回以降そういう勉強をしながら、検討していきたいと思うのですけれど、今の時点で諮問を聞いて、今、資料を幾つかご紹介いただいた範囲で、何かご質問がありますか、委員の方から。どうぞ。

委員：施設の運営の話というのは、その前提として、どういう活動が望まれているのかという話がなければいけないと思うのです。公民館の活動というのは、明らかにイニシアチブを公民館が持ってやる活動と、あるいは住民の人たちの、2つあると思うのですけれども、公民館がイニシアチブを持ってやる活動というのは、今の令和の時代、何が求められているのかということ、国分寺のですね、それがすごく大事だと。では、それを実現するための運営はという。初めに運営ありきとか、初めにセンターありきではないというような。

田中委員長：おっしゃるとおりですね。いわゆる今、諮問事項（１）、（２）から入っていくと、地域との関係はどうか、他施設との関係もどうかといきそうなのですが、今、委員が言われたように、そもそも何が今の時代の公民館の役割なのかというところを踏まえながら、地域にどう根差すか、他施設とどう連携するのかというのはありますよね。そのための運用というふうにいきますので、確かにおっしゃるとおりだと思います。そのあたり少し明確に、意識しながらやりたいと思います。あとはいかがでしょうか、何か確認事項とか、進める上でこういうことをやりたいとか、今まで出た範囲でいくと、福祉センターを見学しましょうとか、併せて私の興味からいくと地域全体もちょっと見てみたいということもあるので、そういうこととか、それから今の恋ヶ窪公民館の地域との関係について、総合的に、まず把握したいという気もするのですね。ほかにいかがでしょうか。来月以降こういうことを勉強しないと、なかなか提案はできないと。という意味で、今、先生が言われた、今の時代の公民館は何を求められるのかということになると、何か基本的な資料ってありますか。

委員：どうしようか、言うのを迷っていたのですけれど、以前お話ししましたが、けれども、沖縄の繁多川公民館が、すごく、今の時代にふさわしい、つまり個人の時代、個人主義的な時代なのですから、その中でも孤立、孤独というものを克服して、自由につながれるような公民館をつくろうという取組をやっているの、その館長は南さんというのですけれども、南さんと呼んだら高いなと思って。ちょっとそういう、ちゅうちょして。

田中委員長：リモートでやれませんか。

委員：リモートではできると思いますが。

田中委員長：それ、いいですよ。先生に司会していただいて、リモートでやって。

委員：本当は行ってもらうのが一番ではある。結構、不登校の子どもたちとか、たむろしているのです、公民館に。学校から逃げてきて、公民館にいて、そこで地域の人と触れ合うことによって、元気になっていくみたいな、そういうようなこともあるから、実際にその子たちを見たことあるのですけれども、そういう、これまで公民館の活動でやっている。本当は見にいてほしいのだけれど、ものすごくお金がかかるので、ちょっとそれは大変で。もしそれが可能であればというか、リモートで可能であれば、それを考えていただくと。

田中委員長：あの本はあれですよ、繁多川公民館について書いてある部分は一部分ですよ、『しあさって』。

笹井委員：そうです。

田中委員長：ですね。一部コピーで、限定したメンバーでシェアするのは、特に著作権上は問題ないと思うので、ちょっとそれ、次回コピーしていただいてもいいでしょうか。

事務局：『しあさって』とは。

委員：『公民館のしあさって』って、お渡ししましたよね、本。

田中委員長：それとあと、笹井先生のほうから、この間、行ってお話もいただいたので、我々はまず基礎情報として、それを読むとともに、笹井先生から話を聞いて、事前情報を仕入れておいて、その上で、Z o o mで。それで、先生に司会進行をしていただいて。面白そうですね。

委員：なかなか面白いと思います。

田中委員長：そういうことをやるのが面白い。異論がなければそういうのも入れてみましょうか。もう1つ、事例としてそれを学ぶことと、一応、文科省が、今の公民館に求められることって、よく話をする、ありますよね、ネットでとれますよね。

委員：あります。

田中委員長：先生のほうから事務局とお話しいたいて、文科省が今、公民館についてどう考えているかの、一番いい資料をご紹介します。

委員：あまり考えていないと思いますがね。

田中委員長：いや、よく、課長がよそで講演したりする、パワーポイントのPDFがネットに載っているでしょう。その一番新しいもので。

委員：分かりました。ちょっと聞いてみます。

田中委員長：ちょっと確認していただいて。それはだから国が今、どう考えているかというのと、事例としてユニークなものを学びながら、我々は恋ヶ窪公民館のこれがという考えを。そういう中で（１）と（２）を考える、こういうふうにやりましょうか。ほかにいかがですか。どうぞ。

委員：生きがいセンターとか福祉センターとかをここの公運審みたい、いかに利用していこう、いくべきだとか、どうかとかを、考えられたり、話し合われたりしているグループとかはあるのですか。

田中委員長：どうなのでしょう。

委員：もしあれば、意見交換で非常に有意義だと思うのですが、なければ、もう見学の中で、現場で聞くしかないですね。

田中委員長：いかがですか、そういう何か公運審に似たようなのはあるのです。福祉センターで。

事務局：福祉センターは利用者協議会があります。

田中委員長：利用者協議会。そういうところと情報交換するって、意味がありそうですか。そうですか、もとまち公民館長が首を縦に振っていますけれども。それ、どこかの段階でやりますか。

田中委員長：そうすると福祉センターにそれがあって、生きがいセンターはあまり。

事務局：生きがいセンターは、個の利用なので、ないです。

田中委員長：そうですか。では福祉センターはぜひやりたいですね。図書館協議会はいですかね。

委員：僕も杉並に住んでいて、セッションなんかの話をしてきましたけれども、杉並の社協はきずなカフェってやっているのです。その問題意識は、やっぱり孤独感とか孤立感を持つ高齢者の人が多くて、何か活動して生きがいを持つという人もいますのですけれども、そこまでいなくて、なかなか社会参加できないし、友達もいないしという人がすごく多くて、きずなカフェみたいなことをやっているのです。それで、健康な人はそこに集まって、少しお茶でも飲みながら、カフェだからお茶でも飲みながら。本当はそういうのは結構求められている気がしてならないのですよね。形になっていないのだけれど、事実行為なのだけれど、本当はそこがすごく大事なところで、そういうところから、形になったアクティブな活動になっているのだと思うのですけれども、何かそういうところが福祉と生きがいセンターというものがあれば、そういうふうに貸してあげるというよりは、何か、居場所的な機能というのは、やっぱり大事なかなと思って話を聞いていました。

田中委員長：今、社協とか。

委員：国分寺市もカフェ的なことをやっていますよね。国分寺市というか、市がやっているわけではないですけど。

事務局：もとまち公民館は、「にわには」という民間の借り上げ施設があって、そこには社協も協力し、今、傍聴席にいらっしゃる方のグループも、土曜日に朝食で、子ども食堂をやられています。そんな形で、昼間は不登校ぎみの子が集まったりして、そういうことをやっている。逆に公というよりかも私のほうなので、より柔軟にやりやすいという点は否めないかなとは思っています。話を聞いていて。

田中委員長：分かりました。そういうものも新しい複合施設で、福祉センターとの連携でやるということもあり得るということですかね。社会教育と社会福祉の融合体みたいな。それは大事なことです。あとほかに何かありますか。どうぞ。

委員：社協のほうでということで、さっきのお話ではないですけども、引きこもりがちな、会場をお借りさせていただいて、居場所づくりというのは確かに行わせていただいています。

田中委員長：それでは、質問でも感想でも何でもいいのですけれども、まだ発言していない方にもちょっとお話しただければなと思ひまして、委員、いかがですか。

委員：新しいものをつくるときに、いろんな話が出てきましたけれども、原則ってやっぱり運用で、運用でという話が随分ありましたけれども、ガチガチに縛るのではないけれども、切り分け、あるいは原則というものは前提として、分け方にしても何にしてもそうだと思うのですけれども、やっぱり最低限のものはしっかりとつくってから、こういう点は運用で解決していきましようというのはいいけれども、そうではなくて、最初から運用、運用でといったら、これはもうなし崩しで、しかもさっき委員長が、課長さんがいつまでやっておられるか分からない。もちろんお役所でも会社でもそうですけれど、変わっていくわけなので、やっぱり「こういう前提で始まっていますよね」ということは、どんな場合においても、特に今回のようにいろんなものが集まってくるわけだから、そういうことをしっかり頭に置いて、見学もいいし、話し合いもいいのだけれども、話を進めていってほしいなということを強く感じました。

田中委員長：ありがとうございます。運用というのは、明文化されない形でのあれというのは、やはりできるだけ公的文書に規則とか何かで明記しながらやるということが大事だということですね。ありがとうございます。有馬委員、先ほどたまたまのことで発言いただいたので、何かありますか、ご自身として感想とか意見。

委員：新しい恋ヶ窪公民館になる、複合施設のところに関しては、公民館もそうだし、ほかのところの方々もどのように活用しようかというご意見だったりとか、いろんな意見交換とかが出ているのだらうなというのは、すごく感じるところではあります。子どものいろいろと話し合いの場だったりとかの中でも、公民館の活動の話は出ているところではあるので、何かそういったところもいろいろと施設見学の中でとか、お話の中で伺っていけるといいのかなというふうには感じました。

田中委員長：今のなんですけれど、子どもの利用。

委員：子どもの、子どもの居場所のことにに関して、話し合いの場の中でも、公民館の活動の話は出ているなんていう話は聞いたことがあるので。

田中委員長：分かりました。では、委員、何か。

委員：今すぐはありません。

田中委員長：大丈夫ですか。また、では思いついたら。委員はいろいろご質問されましたけれど、何か特に。

委員：楽しそうだなと。

田中委員長：ああ、そうですか。楽しくやっていきましょう。委員は、もう、よろしいですか。

委員：僕も運用という言葉、「運用で」が気になっていたのですけれども、全然絵が浮かばないのです。運用でやります。やっぱり運用するには運用計画があって、計画に基づいて運用のルールをつくって、例えばこの事務所の絵が見えてくればまだ、これから詰めていかれるのかなと思って、あえて申し上げなかったのですけれども、やっぱり絵が見えてくるような形に落とし込んでいただかないと、話が進まないと思うので。極端に言うと、運用でといって、もう、お任せ。月並みにやりますと、悪いことという。そんな形になるかなという気がしたので、もう少し詰めて、お話が見えてくるような形にしていただけたらなというのが1つと。もう1つ、さっきも言いましたけれども、やっぱり福祉センター、生きがいセンターの利用、公民館って、利用者懇談会とかあるではないですか、利用者懇談会。そういうのがないのかなと思って。恋ヶ窪公民館を何が何でも、現状のものを死守するという、その愛着も含めて、その意識とは別に、やっぱりせっかく一緒になるわけですから、新たに何かできそうなこととか、ダブって要らないこととかということ、やっぱり福祉センター、生きがいセンターも一緒になる方々を、実際に使っている方々と総合懇談会ではないのですけれども、やって、意見交換をすると、僕らがこっちから見ていただけではなくて、違う見方とか、意見が出てきて、よりよいものにできる可能性があるのではないかなというようなことを思っていますので、ぜひいろんな形で、角度を変えて懇談ができればいいと思います。

田中委員長：ありがとうございました。

鈴木副委員長：そのことで、委員も言われたことで、公民館の事業としてやっているわけではないのですけれども、公民館の利用者の中で国分寺市の公共施設をデザインする会というのがありまして、それができてから2年ぐらいになるのですが、福祉センターに集まって、子どもの遊びを、正式な名前は分からないのですけれども、取り組んでおられる方、それから福祉センターを利用されている方、それから社会教育に携わっていらっしゃる方、いろんな方面の方が集まって、今度の公共施設がどんなものになったらいいねというようなことを交流はしてきて、毎月集まって、やってはきているのです。それが、それで国分寺の市議会に陳情書を出して、もっと市民ベースで、もうちょっと連絡会みたいなのを開いて、それを土台にして声を吸い上げていってほしいということは、要請していて、継続審議になったりしているのですが、広まって

はいないので、やり方を工夫するとか、公民館主催で、どこか主催でとか。

委員：例えば、もう、ここへ来ていただいて、皆さんにお話を聞くとか、どういう方に来ていただくかは分からないですけど、そういうのを、僕はイメージとしてお話ししたのです。

鈴木副委員長：そうですね、そう思います。

田中委員長：協議会の方はまた立場があって、協議会と我々とで、情報交換するのはあれですけども、今、言われたのはもっと日常の利用者の方の意見も聞きたいということですよ、委員。

委員：そうですね。せっかくの機会なので、最終、来年6月ですか、答申がまとまるまでの間に、そういう場も設けたら、より深い話し合いができるのではないですか。

田中委員長：利用者懇談会みたいなのはあるのですか、福祉センター。

事務局：福祉センター、利用者協議会。

田中委員長：それはさっきのですよ。あれですよ。では、それで。

事務局：福祉センターを利用されている方々が集まって、日頃のいろいろな、情報交換とかされているという内容です。

田中委員長：そういうことね。

事務局：おまつりとかも開催されるので、そのおまつりに向けての計画をされたりなんていうところの話も。

田中委員長：では、そういう方々でいいかなと思いますね。ありがとうございます。それでは、一通り、あと何か確認されたいことや大事なポイントと思われることはありますか。

鈴木副委員長：これからの流れの1つに、例えば基本設計が出来上がった段階で、我々の要望していることがどれぐらい反映されているのかということや公共施設マネジメント課に来てもらって、そして回答をもらうとか、なければこちらから要望して、実現するということが1回必要であろうと。最初、そういう約束でしたから。

田中委員長：基本設計はいつ頃できるのですか。

事務局：始まりが9月です、9月から始まると思います。終わりではなくて、最初の段階でいろいろこちらから情報を伝えて、それが反映されるかどうか、どこかで進捗状況を教えていただくという流れがよろしいかと思います。

田中委員長：では、適切な時期をまた相談しながらということでもいいでしょうかね。そうすると、今まで出た部分と、実際に福祉センターを見学したりすることとか、協議会なんかと情報交換しようとか、それから今の、公共施設マネジメント課のほうに来ていただいて、基本設計の確認だとか、情報交換とか、要望とかという機会があるといいなと。いろいろ出ましたので、次回はまだ見学というのはちょっとあれですので、見学するときに、もしできれば協議会の方と会えるといいのですけれどね。こっちに来てくれというよりは、やっ

ぱり我々が出かけていって、協議会の人に向こうで出会って、情報交換したいと思うのですけれど。そうすると、日程は相談しながら、また向こうの予定もあるでしょうから、ちょっとまたスケジュールはそんな形でいくということでもいいですか。次回が一番ふさわしいとなれば、ちょっとまたそういうふうにすることにして、外に行くのが次回はまだだということになれば、現在の恋ヶ窪公民館の地域との関係とか、そういうのって、どこかの段階でやっぱり我々勉強したほうがいいですよ。櫻井館長、何かそういうのって資料ってつくれますか。

事務局：確認いたします。今現在、どういう場面で、どういうふうに地域とつながったりしているかというところですね。

田中委員長：そういう概要みたいなのがあれば。それでは、どれが先になるか分かりませんが、繁多川公民館の話と文科省の方針と、それから福祉センターの見学、福祉センターの協議会との情報交換、さらには恋ヶ窪公民館の地域との関係。そういうのがありますので、事務局のほうで調整していただいたり、委員長、副委員長が相談したりしながら、これからの会議を、うまく進めていくということでしょうか。では、そういうことで8月、その後は10月になりますけれど、この通知の中で、いつ、どこに行くとか、いつ、何の資料を配布するとかは、そういうのはちょっと事情によってまた考えなきゃいけないので、事務局と相談しながらやっていきたいと思います。では、この諮問の関係で特に何かなければ、次にいきたいと思いますけれど、よろしいですか。

委員：福祉センターの見学なんか、そういうのは、日にちは。

田中委員長：できれば我々の委員会のタイミングでできれば一番いいですよ。ただ、協議会の方がそこで会えるかどうか分からないので、それはちょっと確認していただいて、また連絡するということにします。では、諮問の件はよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、ほかに委員の方から何かありますか、報告とか投げかけとか。よろしいでしょうかね。

4 その他

田中委員長：では、最後に事務局からお願いします。

事務局：まずはお手元にパンフレットをお配りさせていただきましたけれども、第42回全国公民館研究集会、第64回関東甲信越静公民館研究大会新潟大会、第74回新潟県公民館大会というものが11月7日、8日で開催されます。その開催要項のほうをお配りさせていただいております。この中、ページをあけていただいて4ページのところを見ていただくと分かるのですが、国分寺市からは4番のところ、「これからの公民館」というところで、『まち・ひと・わたし』を結ぶ人権学習の取り組みから」というところで、リージョンプラザ上越のところで事例発表を行う予定になっております。こちらの大会

の参加につきましては、参加費用についても含めて各自でということになっております。申し込みのほうも、ここに書いてあるとおりになっておりますので、各自でご興味のある方は参加していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。詳しい、どんなことを、話をしたとかというところは、またご報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございます。行きたい場合は、いつまでに、事務局に連絡すればいいのですか。

事務局：直接、申し込みいただくという形になります。

田中委員長：分かりました。では、こちらで。

事務局：そうです、多分このQRコードを読んでいただければ、申込みにいくのかなというところになりますので。

田中委員長：一応申し上げておくと、参加費とか旅費は全てご自身で負担していただいて。

事務局：そうです。

委員：並木公民館の方は行かれるわけですね。

田中委員長：並木公民館は行かれますね。職員の方が報告するのですよね。

事務局：職員が発表に行きます。

田中委員長：それでは、この件は以上でよろしいでしょうか。

委員：ということは、ここでその結果をご報告いただけるかどうかというのは、難しい可能性もありますか。

田中委員長：どうですか。

事務局：その点、内容としては光公民館から異動してきた職員で、光公民館での取組を発表するというようなことがメインになっております。これまで実施してきた内容を発表します。

田中委員長：この方は、東京都の関係でも委員をやられていて、人権問題をかなり専門的にやっている方ですか。では、その報告というのはまた必要ならということでもよろしいでしょうかね。では、最後に日程の確認ですが、お願いします。

事務局：最後に、次回の日程を確認いたします。次回は8月23日金曜日午後2時から4時で。一応、場所は本多公民館でとってあります。どうなるかはこれからまた検討しますが、ただ、期間的に近いので、なかなか急に計画とか難しいかなと思うのですけれども、一応予定は本多公民館にしてありますので、また変更等ありましたらご連絡いたしますので、よろしくお願いします。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。それでは、今日予定していたのは、これで以上となりますけれども、何分複合施設に公民館が入るということで、これまでにない新しい展開を我々のほうでいろいろと構想しながらやれるといいと思うので、ぜひいろんな情報を集めながら、楽しく未来を引っ張っていく。未

来を引っ張っていないですけど、公民館の将来を引っ張っていこうというつもりで、楽しく議論できればいいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

鈴木副委員長：8月以降の予定、頭の中に入れておきたいので、今期の日程を教えてください。

事務局：8月以降ですけれども、第11回が10月25日の金曜日。第12回が11月29日の金曜日、第13回が1月24日の金曜日、第14回が2月28日の金曜日、いずれも2時から4時という形で、場所は、ここ本多公民館の講座室を押さえてあります。

鈴木副委員長：ありがとうございます。

田中委員長：では、よろしくお願いします。

鈴木副委員長：10月は変更なしで。

事務局：10月は変更なしで、当初の予定どおり行いますので、よろしくお願いします。

田中委員長：それでは、今日も活発な議論をありがとうございました。これをもって、今日の審議会を終了します。暑いので気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

——了——